

令和2年度における教職員の夏季休暇に関する特例を定める規則の廃止について

令和2年度における教職員の夏季休暇に関する特例を定める規則を廃止する規則

令和2年度における教職員の夏季休暇に関する特例を定める規則（令和2年達示第42号）は、廃止する。

附 則（令和7年達示第13号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。